

# 秋田県公報

報

秋田県

平成14年2月26日(火曜日)

組合公報  
監査結果の公報(一)

三 次

## 監査委員公告

監査委員公告第1号

平成13年秋田県告示第267号で告示された外部監査契約に關し、外部監査人から監査の結果に關する報告の提出があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成14年2月26日

秋田県監査委員	辻 久男
秋田県監査委員	小田嶋 伝一
秋田県監査委員	天野 進
秋田県監査委員	小玉 和夫

發行者 秋田県  
秋田市山王四丁目一一番一号  
一月三千五百円

印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄  
電話(0182)876-6666  
FAX印刷社  
E-mail:matsubara@matsubarainstaku.co.jp

平成 13 年度

包括外部監査の結果報告書

県有施設の運営状況について

秋田県包括外部監査人 高井宏司

## 目 次

### 第1 監査の概要

1. 監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	1
3. 監査の対象	1
4. 事件を選定した理由	1
5. 監査の方法	1
6. 監査の実施期間	2
7. 監査の補助者	2

### 第2 県有施設の概要

1. 県有施設の開設の状況	3
2. 監査対象とした県有施設	4

### 第3 外部監査の結果

1. 秋田県総合生活文化会館（アトリオン）	
1. 施設の概要	6
2. 監査の結果	10
2. 秋田県金属鉱業研修技術センター	
1. 施設の概要	11
2. 監査の結果	16
3. 秋田県生物資源総合開発利用センター	
1. 施設の概要	16
2. 監査の結果	22
4. 秋田ふるさと村	
1. 施設の概要	22
2. 監査の結果	25
5. 秋田県立近代美術館	
1. 施設の概要	26
2. 監査の結果	28
6. 秋田県立北欧の杜公園	
1. 施設の概要	28
2. 監査の結果	30
7. 秋田県立小泉潟公園	
1. 施設の概要	33
2. 監査の結果	34

<b>8. 秋田県立中央公園</b>	
1. 施設の概要	36
2. 監査の結果	37
<b>9. 秋田県森林学習交流館（プラザクリプトン）</b>	
1. 施設の概要	41
2. 監査の結果	46
<b>10. 秋田県立総合射撃場</b>	
1. 施設の概要	48
2. 監査の結果	52
<b>11. 秋田県中央地区老人福祉総合エリア</b>	
1. 施設の概要	53
2. 監査の結果	54
<b>12. 秋田県南部老人福祉総合エリア</b>	
1. 施設の概要	56
2. 監査の結果	58
<b>13. 秋田県北部老人福祉総合エリア</b>	
1. 施設の概要	62
2. 監査の結果	63
<b>14. 秋田県花き種苗センター</b>	
1. 施設の概要	67
2. 監査の結果	69
<b>15. 秋田県青少年交流センター（ユースパル）</b>	
1. 施設の概要	71
2. 監査の結果	76
<b>第4 利害関係</b>	76

#### 包括外部監査の結果報告書に添えて提出する意見書

1. 行政コストについて	77
2. 秋田県総合生活文化会館（アトリオン）	78
3. 秋田県金属鉱業研修技術センター	80
4. 秋田県生物資源総合開発利用センター	82
5. 秋田ふるさと村	84
6. 秋田県立近代美術館	85
7. 県立公園（県立中央公園、小泉潟公園、北欧の杜公園）	87

8. 秋田県森林学習交流館（プラザクリプトン）	92
9. 秋田県立総合射撃場	96
10. 秋田県老人福祉総合エリア（中央エリア、南部エリア、北部エリア）	
	97
11. 秋田県花き種苗センター	106
12. 秋田県青少年交流センター（ユースパル）	107
13. 複数の施設に共通する意見	110
14. 行政コスト計算書の合計表	112
{参考} 秋田県健康増進交流センター	114

報告書中の表の合計は、単位未満を切捨てて表示しているものがあるため、総計とその内訳が一致しない場合がある。

# 包括外部監査の結果報告書

## 第1 外部監査の概要

### 1. 監査の種類

地方自治法 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

### 2. 選定した特定の事件

県有施設の運営状況について

### 3. 監査の対象

平成元年度から平成 10 年度までに開設された主要な県有施設（一部、昭和 63 年度以前に開設された施設並びに平成 11 年度に開設された施設を含む。）のうち 15 施設

### 4. 事件を選定した理由

公の施設は、地方公共団体が「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するため」（地方自治法第 244 条第 1 項）に設けた施設である。一般的に、このような施設の創設時の事業計画策定にあたっては、多額の資金を要する設備投資であるため、事業費については慎重に検討されるものの、施設の管理運営に要する費用については、それほど重きが置かれない傾向がある。このため、県は公の施設を開設したことによって施設が存続する間、長期間にわたって当初予期しなかった多額の管理運営費を負担し続けることになるおそれがある。

現実には、既存の各種文化・教育・福祉・スポーツ等の公の施設にかかる管理運営費予算が、毎年度相当の額に上っており、これらの管理運営のあり方は、社会経済情勢の変化に伴って当然に見直しが検討されるべきものである。

よって、現在の施設の管理運営が適正に執行されているか、という観点から検証するとともに、当初の事業計画が慎重に作成されたものであったかどうか、その結果、当初の事業計画と実績の間に大きな乖離が発生したかどうか、また、その運営に伴ってどれだけの行政サービス実施コストが発生しているかを把握する必要性があると判断して当該事件を選定した。

### 5. 監査の方法

#### 1. 監査の要点

- (1) 施設の管理運営が、条例、規則等に基づき適正に運用されているかどうか。
- (2) 当初の事業計画が、施設の現在の運営状況に照らして妥当であったかどうか。
- (3) 各施設の管理運営が、最少の経費で最大の効果を上げるようになされているかどうか。

## 2. 主な監査手続

- (1) 施設の運営の実情を把握するため、監査対象とした15施設について往査を実施した。
- (2) 施設の財産管理、契約、出納等に関する事務処理について、担当者への質問、関係書類との照合等を行った。
- (3) 現状の財務状況、利用状況等を把握し、当初事業計画との比較を行った。
- (4) 施設の管理委託に関する契約書等の閲覧、質問、関係書類との照合等を実施した。
- (5) 必要と認めた場合、管理委託先への往査を実施した。

## 6. 監査の実施期間

平成13年6月15日から平成14年2月7日まで

## 7. 監査の補助者

監査補助者の氏名、資格は以下のとおりである。

公認会計士	樋口幸一
//	清水涼子
//	飯田 律
//	山本靖子
会計士補	木下 哲

## 第2 県有施設の概要

### 1. 県有施設の開設の状況

県議会事務局作成の「主要県有施設の概要」(平成11年4月)及び総務課作成の「県有宿泊施設一覧」によると、平成元年度から平成10年度までに開設された主な県有施設の概要は以下のとおりである。ただし、庁舎、発電所、ダム、港湾等、県固有の施設を除いている。

(単位:百万円)

開設年度	施設名	総事業費
平成元年度	秋田県総合生活文化会館(アトリオン)	4,001
//	角館広域交流センター	496
平成2年度	秋田県消防学校	2,251
//	秋田県動物管理センター	254
//	秋田県林業技術センター	1,049
//	森林科学館	58
//	秋田県計量検定所	213
平成3年度	能代山本老人福祉総合エリア高齢者交流センター	993
//	秋田県金属鉱業研修技術センター	1,476
//	秋田県農業科学館	2,477
//	秋田県生物資源総合開発利用センター	4,595
//	秋田県南部老人福祉総合エリア	4,779
平成4年度	北秋田大野台老人福祉総合エリアひまわりの家	849
//	能代山本広域交流センター	732
//	秋田県高度技術研究所	3,243
//	矢島スポーツ宿泊センター(ユースプラトー)	772
平成5年度	秋田県水産振興センター(アワビ種苗生産施設)	618
//	秋田県立図書館	6,149
平成6年度	秋田県水産振興センター(内水面試験池)	382
//	秋田ふるさと村	13,196
//	秋田県立北欧の杜公園	15,760
//	秋田県生涯学習センター分館(ジョイナス)	338
//	秋田県立近代美術館	6,996
平成7年度	秋田県立大学附属木材高度加工研究所	6,300
//	能代山本スポーツリゾートセンター	3,186
//	秋田県環境と文化のむら	618
//	秋田県総合食品研究所	3,834
//	秋田県森林学習交流館(プラザクリプトン)	2,399

平成 7 年度	秋田マリーナ	3,268
//	男鹿マリーナ	1,464
//	秋田港覆い付縁地（セリオンリスタ）	1,430
//	秋田県立総合射撃場	2,124
//	鹿角トレーニングセンター（アルパス）	2,712
平成 8 年度	秋田県北部食肉衛生検査所	286
//	大潟スポーツ宿泊センター（サンルーラル大潟）	2,811
//	秋の宮山荘	2,188
平成 9 年度	大館樹海ドーム	8,342
//	秋田県中央地区老人福祉総合エリア	9,948
//	秋田県障害者自立訓練センター	656
//	秋田県立リハビリテーション精神医療センター	15,451
//	秋田県営玉川温泉ビジャーセンター	252
//	秋田県花き種苗センター	3,143
//	鳥海観光宿泊センター（フォレスター鳥海）	3,651
//	秋田県健康増進交流センター（ユフォーレ）	3,507
平成 10 年度	秋田県奥森吉青少年野外活動基地	3,957
//	大館能代空港	34,400
//	秋田県立田沢湖スポーツセンター	(財) 日本体育協会から移管
//	十和田観光宿泊センター（十和田ホテル）	4,178

## 2. 監査対象とした県有施設

上記の施設のうち

- ・ 経営そのものを市町村、第三セクター等に委託し、県が経営に関与していない施設
- ・ 県が管理・運営を行っているが、利用料金を全く徴収しないか、または、運営費に対する利用料金の割合が僅少であるため、採算性を重視した運営になじまないと思われる施設

を除き、下記の施設を監査対象とした。なお、平成 11 年度に開設された「北部老人福祉総合エリア」を「中央・南部老人福祉総合エリア」の運営状況を監査するにあたっての関連施設として、昭和 63 年度以前に開設された「県立中央公園」及び「小泉潟公園」を「北欧の杜公園」の運営状況を監査するにあたっての関連施設として、それぞれ監査対象施設に加えた。また、平成 11 年度に開設されたが、宿泊施設を有する研修施設で採算性を重視すべき施設と思われる「秋田県青少年交流センター（ユースパル）」を監査対象に加えた。

(単位：百万円)

施設名	開設年度	総事業費	所管課
秋田県総合生活文化会館（アトリオン）	平成元年度	4,001	県民文化政策課
秋田県金属鉱業研修技術センター	平成3年度	1,476	資源エネルギー課
秋田県生物資源総合開発利用センター	平成3年度	4,595	農業政策課
秋田ふるさと村	平成6年度	13,196	観光課
秋田県立近代美術館	//	6,996	生涯学習課
秋田県立北欧の杜公園	//	15,760	都市計画課
秋田県立小泉潟公園	昭和50年度	5,270	//
秋田県立中央公園	昭和56年度	17,600	//
秋田県森林学習交流館(プラザクリプトン)	平成7年度	2,399	林業政策課
秋田県立総合射撃場	//	2,124	保健体育課
秋田県中央地区老人福祉総合エリア	平成9年度	9,948	長寿社会課
秋田県南部老人福祉総合エリア	平成3年度	4,779	//
秋田県北部老人福祉総合エリア	平成11年度	5,410	//
秋田県花き種苗センター	平成9年度	3,143	農産園芸課
秋田県健康増進交流センター(ユフォーレ)	//	3,507	健康対策課
秋田県青少年交流センター(ユースバル)	平成11年度	3,402	生涯学習課

秋田県健康増進交流センター(ユフォーレ)については、平成11年度において包括外部監査を実施しており、施設運営に関する問題点、改善点を指摘、提案しているので、今回の監査では改善点の提案に対して県が採り入れた政策の内容を確認、評価するにとどめ、これらを「包括外部監査の結果報告書に添えて提出する意見書」に〔参考〕として記載した。

## 第3 外部監査の結果

### 1. 秋田県総合生活文化会館（アトリオン）

#### 1. 施設の概要

##### （1）施設の目的

秋田県総合生活文化会館（以下、「アトリオン」という。）は、秋田県と秋田市が21世紀に向け生活・芸術文化の向上、産業の活性化を喚起するシンボル施設として選定し、かつ民活事業としての位置付けを図ったものであり、昭和62年10月着工、平成元年11月に完成了。

##### （2）施設の建設方式

施設の建設にあたっては、「提案協議方式」を採用した結果、生命保険会社とゼネコン2社の企業連合の応募提案が入選案に選定され、県・市は当該企業連合を事業主体予定者と決定した。なお、県が採用した「提案協議方式」の特徴は、公共と民間の多様な機能が一体となり、集積・複合効果を発揮できる建築計画の提案を求めたこと、並びに事業主体が借地権を取得し、施設を建築し、完成後に県・市に公共部分の床を譲渡し、民間部分の床所有・経営については民間自身が行うこととし、これらについての具体的な取得・譲渡価額及び経営計画を求めたことにある。区分所有割合は、概ね秋田県41%、秋田市14%、生命保険会社45%である。

##### （3）施設の内容

県が所有する主な施設の内容は下記のとおりである。

- ・ 音楽ホール（4F）…… 音楽専用ホールとして、国内でも最高水準の音響条件を備えた施設で定員は700席である。
- ・ 美術展示ホール（2F）…… 美術館の水準に近い施設内容であり、市立千秋美術館との一体利用も可能である。常態における空調条件は、温度が20～25°C、湿度が55～65%に設定され、また、展示規模に合わせた壁面構成が可能である。
- ・ AKITAまるごとプラザ（1F）…… 県内69全市町村の観光と情報のコーナーとして、県内の観光地をパネルで紹介している。さらに、レーザーディスクや大型画面などをを利用して秋田の観光と味覚、物産が一目で分かる仕組みとなっている。
- ・ 多目的広場・イベント広場（地下1F）…… 財団法人秋田県物産振興会（以下、「県物産振興会」という。）に管理運営業務を委託している。

##### （4）事業費

建築総延床面積は36,024.07m<sup>2</sup>、うち県所有部分は専有部分8,596.58m<sup>2</sup> 共有部分4,778.57

m<sup>2</sup>、計13,375.15 m<sup>2</sup>である。また、建築総事業費は10,931,000千円、県の事業費（買取価格）は4,001,830千円であり、このうち、1,500,000千円と1,182,000千円の県債を発行して調達している。県債はいずれも平成11年度までに全額償還済である。

なお、敷地面積5,220 m<sup>2</sup>のうち3,200 m<sup>2</sup>を県が所有しているため、生命保険会社に対し借地権を設定し、その対価として1,024,715千円を受領している。また、地代として契約締結の日（昭和62年10月31日）から30年間にわたり、年間30,529千円（2年毎に改定）の収入を得ることとしている。

#### （5）事業運営システム及び委託管理状況

県はアトリオンの施設を維持管理・運営するため、また、県固有の施設を運営するために下記の業務を委託している。

- ① 県が所有するアトリオンの施設の維持管理・運営業務は、県が25%出資するアトリオンビル株式会社（以下、「アトリオンビル株」）という。に委託している。
- ② 音楽ホールに関し、
  - ア. 音場支援装置の保守点検業務
  - イ. 音響設備・照明設備の保守点検業務
  - ウ. 舞台操作業務
  - エ. 舞台機構設備の保守点検業務
  - オ. フルコンサートグランドピアノ・パイプオルガン等の保守点検業務
  - カ. 音楽ホールで開催する自主事業（県が主催する演奏会）の入場券販売業務（プレイヤードでのチケット販売）
  - キ. 自主事業の開催業務（プロダクションへの演奏家派遣依頼）
  - ク. 自主事業開催の広報パネル製作業務
  - ケ. 自主事業のテレビスポット放送の各業務を外部の専門業者に委託している。
- ③ 多目的ホール・イベント広場の管理運営業務を県物産振興会に委託している。
- ④ 6Fのこどもサロンの管理運営業務を、財団法人秋田県婦人会館（以下、「県婦人会館」という。）に委託している。

#### （6）自主事業の実施状況

- ① 過去5年間の自主事業の実施状況は以下のとおりである。

音楽自主事業					
摘要	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
実施回数（回）	21	20	21	17	12
総事業費（千円）	75,125	74,858	77,675	62,932	48,114
入場料収入（千円）	25,840	22,245	23,402	19,336	21,606
協賛金収入（千円）	5,500	5,500	4,000	2,500	1,500

収支差額（千円）	△43,785	△47,113	△50,273	△41,096	△25,008
入場者数（人）	9,786	8,138	8,813	6,263	5,156
1回当たり入場者数（人）	466	406	419	368	429
平均客席利用率(%)（※）	66.5	58.0	59.8	52.5	61.2
美術自主事業					
摘要	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
実施回数（回）	2	2	2	2	1
総事業費（千円）	25,844	24,180	21,630	14,430	9,912
入場料収入（千円）	11,115	6,773	2,721	3,375	1,864
収支差額（千円）	△14,729	△17,407	△18,909	△11,055	△8,048
入場者数（人）	15,395	9,406	3,375	5,238	2,619
1回当たり入場者数（人）	7,697	4,703	1,687	2,619	2,619

※ 平均客席利用率=1回当たり入場者数÷客席総数（700席）

音楽自主事業については、平成11年以降実施回数が減少しており、逆に支出超過額は減少している。これは、自主事業が本来的に赤字事業であるためである。過去5年間の平均客席利用率（※）が59.8%であるが、利用率が多少アップしても赤字体質であることにかわりはない。

美術自主事業についても、入場料収入で事業費をまかなえない事業であり、加えて1回当たり入場者数の減少が顕著に現われている。

※ 過去5年間の平均客席利用率=（過去5年間の総入場者数÷過去5年間の総実施回数）/700席

② 平成12年度に実施した自主事業の明細は以下のとおりである。

(単位：千円)

自主事業名	事業費 当初予算	事業費 実績	入場料収入		協賛金	収支 過不足	チケット販売枚数(枚)	
			予算	実績			予定	実績
音楽自主事業 (12回分)	53,904	48,114	22,325	21,606	1,500	△25,008	5,650	5,208
美術自主事業 (1回分)	11,182	9,912	4,500	1,864	-	△8,048	4,200	2,619

美術自主事業の入場料収入には、図録の販売収入361千円が含まれている。

音楽自主事業は入場料収入、チケット販売枚数とも予算・予定とも実績と大きな差はない。しかし、延収容可能な客数が8,400人（700席×12回）に対し、チケットの実績販売枚数が5,208枚であり、その割合は約62%にすぎない。

美術自主事業は、入場料収入の実績が予算に比して著しく減少している。

(7) 会館使用料収入の過去5年間の推移は以下のとおりである。

過去5年間の会館使用料収入は、ほぼ横ばいの状態にある。